

■ 令和5年度 第4回新潟市地域公共交通会議

日時：令和6年1月19日（金）13時30分から

会場：NEXT21 5階（中央区役所 対策室1）

（司 会）

定刻より少し早い時間ですが、皆さまお集まりですので、ただいまから令和5年度第4回新潟市地域公共交通会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、事務局の新潟市都市交通政策課の中澤と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の会議につきましては、公開とさせていただきます。また、議事録を作成するため、会議を録音させていただくとともに、後日、議事の内容を新潟市ホームページに公表いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

会議の内容につきましては、新潟市の区バスや住民バス、エリアバス×タクなどの地域の生活交通について、ご審議いただく場として進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

続きまして、今回、人事異動による委員の交代がございましたので、ご報告させていただきます。新潟市地域公共交通会議委員名簿をご確認ください。

令和5年12月2日から、日本労働組合総連合会新潟県連合会新潟地域協議会副議長、小林友洋委員にご就任いただいております。

続きまして、本日の委員の出席状況と会議成立の可否についてです。本日は、新潟県警察本部交通部交通規制課企画管理課長補佐、齋藤委員、新潟市土木部長、鈴木委員が所用のため欠席されています。出席者は8名となり、委員総数10名の過半数を超えていることから、新潟市地域公共交通会議規則第5条第2項の規定により、本会議が成立することを報告させていただきます。

続きまして、今回、交代となりました小林委員より簡単に自己紹介をお願いいたします。

（小林委員）

ただいまご紹介にあずかりました連合新潟新潟地域協議会の副議長を担当しています小林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

出身は新潟交通でございまして、現在、新潟交通労働組合に専従で務めております。11月まで新潟交通の乗合バス部で務めておりました、この12月から着任しています。前任の

小日山から引継ぎ、今回から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

小林委員、ありがとうございました。

続きまして、配付資料等の確認をさせていただきます。配付資料につきましては、まず次第、委員出席者名簿、座席表、新潟市地域公共交通会議規則、新潟市地域公共会議委員名簿、あとは次第に記載のある各協議事項、報告事項の資料一式です。

なお、ここで資料の差し替えについてお知らせします。事前にお送りしておりました、出席者名簿、座席表、資料3-1に修正がありましたので、受付にて資料の差し替えをお配りさせていただきました。大変失礼いたしました。資料の修正については以上です。

なお、資料に不足や落丁などがございましたら、説明の途中でも構いませんので、事務局にお声かけをお願いいたします。

本日は案件ごとに説明と質疑対応を行い、概ね1時間程度を予定しています。

それでは、議事に入らせていただきます。このあとの議事進行を、武石会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(武石会長)

都市政策部長の武石でございます。本日は新潟市地域公共交通会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。はじめに、本日の議事内容について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

都市交通政策課長の野坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、ご審議いただきたい協議事項の概要について説明いたします。次第をご覧ください。

まず、協議事項の一つ目でございますけれども、昨年10月に改正されました道路運送法に基づきまして、これまでこの地域公共交通会議で協議しておりました区バスや住民バス、エリアバス×タクなどの協議運賃の協議方法につきまして、見直しを行うものでございます。

協議事項の二つ目につきましては、令和4年度の第2回地域公共交通会議でご審議いただいたバリアフリー化設備等整備事業について、事業の評価をご審議いただくものです。

協議事項の3については、秋葉区で現在運行しております路線バス「下新線」の運行計画につきまして変更を行うものです。

協議事項の1及び2につきましては、都市交通政策課から説明し、協議事項の3につきましては、担当いたします秋葉区地域総務課から説明させていただきます。審議内容の説明は以上となります。

それでは、詳細について、各担当のほうから説明させていただきます。

(武石会長)

それでは、協議事項の詳細の内容に移りたいと思います。

はじめに、道路運送法の改正による協議運賃の協議方法の見直し（案）につきまして、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

都市交通政策課の佐藤と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、次第の協議事項1の道路運送法の改正による協議運賃の協議方法の見直し（案）について説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

これまで市内を走る区バス、住民バスなどの運行内容については、本会議・新潟市地域公共交通会議で協議を調べ、交通事業者が国土交通大臣に届出を行っていましたが、令和5年10月の道路運送法の改正により、運賃（いわゆる協議運賃）に係る内容については、新たに協議会を設置して協議を行い、運賃以外の内容（路線や系統）については、従来どおり地域公共交通会議でそれぞれ協議を行うということになりました。

今回の法改正の趣旨は、これまでの地域公共交通会議においては、通常、複数の事業者や事業者団体が構成員になっておりまして、これらの者が直接運賃について協議することが独占禁止法に抵触する恐れがあるということから、運賃については構成員を限定して地域公共交通会議とは分けて会議を開催して協議することになります。

新たな協議会については、既存の地域公共交通会議の分科会やワーキンググループの位置づけで設置することで問題ない旨を、新潟運輸支局よりご回答いただいています。

今回の法改正に係る当市の対応案としましては、資料1の右下に記載したとおり、既存の地域公共交通会議（本会議）の下部組織として、地域公共交通会議の委員の一部及び委員以外の者で構成する「運賃等協議会」を新設する形で検討しています。

資料1の裏面をご覧ください。新たに設置する運賃等協議会の体制についてご説明します。運賃等協議会は、地域公共交通会議の下部組織として設置し、所掌事務は、地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線または営業区域に係る運賃等について協議することとします。具体的には、区バス、住民バス、エリアバス×タク、デマンド交通及び一部の路線バスなど、これまで本会議で協議を行っていた公共交通に係る運賃についてを議題といたします。

協議会の構成員は、道路運送法第9条第4項に掲げる構成員に基づき、地域公共交通会議委員名簿をご確認いただきながら説明いたしますと、第1号委員（市職員）、第3号委員（市内に住所を有する者または利用者）、第4号委員（新潟運輸支局長またはその指名を受

けた職員)、並びにその他地域公共交通会議の会長が必要と認める者(当該運賃等を定めようとするバス事業者やタクシー事業者)とし、会長は、協議会の構成員から地域公共交通会議会長が指名することといたします。

また、会議は地域公共交通会議と同様、構成員の過半数の出席をもって開催とし、会議の議事は出席者の過半数で決することとしたいと思います。

会議は原則として公開とし、協議会での決定事項は、地域公共交通会議に報告することとしますが、地域公共交通会議の承認は求めないこととします。

事務局は、地域公共交通会議と同様、新潟市都市交通政策課とし、会議の運営を行います。

運賃等協議会の新設に係り、今後、既存の地域公共交通会議規則の改正や、運賃等協議会設置要綱の制定が必要になります。お手元の資料1-1及び資料1-2に改正後の会議規則の新旧対照表、設置要綱の現段階の案をお示ししています。

今回の道路運送法改正に伴う当市の対応について、今ほどご説明させていただいた内容をたたき台に、委員の皆様の見解等をお聞きしながら準備を進めてまいりたいと考えています。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

(武石会長)

新しい協議会の設置ということになりますが、このことにつきまして、委員の皆様からご意見・ご質問などございますでしょうか。

(渡辺委員)

新潟交通の渡辺と申します。今回の改定における区バス、住民バスということですが、区バスというところで見たとときに、交通事業者というのは新潟市さんではなくて、実際に運行されている運行会社ということによろしいでしょうか。

(事務局)

協議会のメンバーということで、よろしいですか。

(渡辺委員)

はい。

(事務局)

こちら国土交通大臣に運行の届け出を行っているのが実際、交通事業者ということになりますので、こちらの構成員としましては、バス事業者、タクシー事業者等、運賃の届出を行う当事者本人ということでメンバーになっています。

(渡辺委員)

ありがとうございます。それに伴いまして、区バス、住民バスということで、運行に対して公金が入っている中での事業維持という形のスキームになっているかと思うのですがけれど

も、そこに係る運賃の設定という部分が、今で言うと第2号委員というところの中で、事業者、それを組織する団体の意見という部分、つまりは運行する事業者以外のその他の運行事業者、これは自主的な営業路線といったところと、例えば区バス、住民バスという部分の運行が相関関係といたしますか、影響があるようなところをいう部分についての事業者の意見という部分は反映できないというか、そういったところの意見というのは、どういう形で反映するのか、されないのかというところはどのようなふうになるのでしょうか。

(事務局)

運賃等協議会のメンバーにつきましては、これまで第2号委員に該当する方々は含まれておりませんが、今回の法改正に係りまして、新たに協議会を設置することのほかに、資料1のおもての方に書いておりますが、運賃等協議会を協議するときは、あらかじめ公聴会の開催、その他住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないという扱いも新たに追加されておまして、パブリックコメントや市の広報紙への掲載だったり、そういった中で、何らかの形で住民の意見を集める形の措置が必要ということになっています。

今までほかの交通事業者の関係者の方々の意見につきましては、こういったところで意見を寄せていただくというような形になるかと思っています。

(渡辺委員)

ありがとうございます。それは今回、資料1-2で提案されている要綱の中には入っていないということで、どこかに記載されているということでしょうか。

(事務局)

資料1-2の運賃等協議会設置要綱(案)をご覧いただきたいのですが、こちらの第3条のところに、「利用者等の意見を反映させるための措置」ということで、こちらの運賃等に係る協議をするときは、公聴会の開催等の措置を講ずるというふうな定めを設定しておりますので、こちらをもとに措置を行うというようなイメージをしています。ただ具体的にどういった形であるのかというのは、アンケート等にもよってくるかと思っておりますので、これはまた今後、検討させていただければと思います。

(渡辺委員)

ありがとうございました。

(武石会長)

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(和田委員)

消費者協会の和田です。質問なのですが、運賃等協議会の構成員ということで、住民代表

ということで裏を見ると、消費者協会、私どもと公募委員というふうにあります。この公募委員というのは、例えば区バスで北区の区バスの運賃について協議する場合に、公募委員の方が例えばすごく離れた南区の方だったりすると、やはり地域の事情に詳しい方が出たほうがいいかなと思うのですが、そういう場合は、資料1-2のところでは公聴会の開催というのも書いてあるのですが、そちらのほうで地域の方の意見を反映するのであって、特に構成員のところで考慮するというわけではないのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。区バス、住民バスの路線の運賃について協議する場合につきましては、その沿線の住民の方々を住民意見代表者ということで構成員のメンバーに選ぶという考え方もありうると承知しておりますが、本市においては通常、利用者に影響を与えるような運行内容、運賃も含むのですけれども、そちらの変更を行う際は、事前に区が中心となって沿線の地域住民と調整のうえ、区が開催する意見交換会というものに諮ったうえで、地域公共交通会議でこれまで協議を行ってまいりました。

沿線の地域住民の方々に対しては、区の意見交換会の時点で同意が取れていることから、新たに設置する運賃等協議会においては、より広域的な視点で協議していただく、審議していただくということとして、地域公共交通会議の委員を構成員とする整理としたいと考えています。

(武石会長)

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、道路運送法の改正による協議運賃の協議方法の見直し(案)につきましては、本会議の同意が得られたということにさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、令和4年度新潟市生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)の事業評価(案)について、説明をお願いいたします。

(事務局)

都市交通政策課です。次第の協議事項2の令和4年度新潟市生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)の事業評価(案)について、説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。

毎年、地域公共交通会議でご審議いただいている「新潟市生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)」は、毎年度補助対象事業の実施状況の確認のうえ、評価を行うこととされています。

資料2-2の2ページ目をご覧ください。令和4年度の新潟市生活交通改善事業計画では、

「福祉タクシー車両の導入4台」を計画しておりました。

ここで資料2-1をご覧ください。補助対象事業者である「介護タクシー二人三脚」、
「株式会社ふっと・わーく」、「太陽交通新潟有限公司」については、事業計画どおり、車両を1台ずつ購入することができたことから、④事業実施の適切性及び⑤目標・効果達成の状況ともにA評価としています。

補助対象事業者「介護タクシーつくし」については、事業を辞退し、車両購入を令和4年度中に行わなかったことから、④事業実施の適切性及び⑤目標・効果達成の状況ともにC評価としております。

なお、参考までに今回事業を実施した補助対象事業者の福祉タクシーの状況等についてまとめた資料を参考資料としてお配りしています。

本市としましては、コロナ禍の影響により、タクシーの利用者が低迷している状況ではありますが、車両のバリアフリー化に向け、交通事業者をはじめ、国と連携を図ってバリアフリー化のほうに進めていきたいと思っております。

以上、新潟市生活交通改善事業計画の事業評価となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(武石会長)

それでは、このことにつきまして、委員の皆様からご意見・ご質問などございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。1社だけ購入ができなかったということですが、物理的な事情があったというふうなことでお伺いしておりますので、その辺は致し方ない部分もあるのかなと思っております。Cという判定はどうかというものはあるのですが、どうしてもこういうふうな判定になったというところでございます。よろしいでしょうか。

それでは、令和4年度新潟市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の事業評価（案）につきましては、本会議の同意を得られたということにさせていただきたいと思っております。

続きまして、【秋葉区】路線バス（下新～大安寺～新津駅線）運行計画（変更）（案）について、説明をお願いいたします。

(事務局)

秋葉区役所の地域総務課です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料3をご覧ください。秋葉区を走ります路線バス、下新～大安寺～新津駅線の運行計画の（変更）（案）についてご説明をさせていただきます。

変更案の内容についてですけれども、当該バス路線の運行ルートの一部の変更に伴いまし

て、変更する区間の停留所の位置と運賃、そして運行ダイヤを変更するものです。

はじめに、このたびの計画変更の背景ですけれども、この路線につきましては、深川というバス停から下新までの区間で阿賀野川堤防上を走っている状況があります。特にバスを利用する高齢者にとりましては、バス停までの堤防の上り下りに苦慮しているということ、特に冬期間につきましては転倒の危険性も増しますし、また雪が降ったときには地域住民が雪かきをしてバス停までの通路を確保しているというような現状があります。

そこで、地元の新関コミュニティ協議会が、この問題を解決するために、運行ルートの変更の検討を進めていました。この新関地区というのは、阿賀野川沿いに五泉市に隣接する農村地帯です。コミュニティ協議会では、地域住民の意向を聞くために、沿線住民を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートの回収率は 80 パーセントです。アンケートの結果ですけれども、回答者の 83 パーセントが変更ルート案に賛成というようなことでした。私もアンケートの中で、現在のバス利用者 13 名も回答しておりまして、それに対して、ルートを変更したらこのバスに乗るといふふうに答えた人は 80 名を超えておりまして、変更肯定的な意見が寄せられたところです。このコミュニティ協議会は、この結果につきまして、住民説明会を開催いたしまして、12 月 23 日付で市と運行事業者に変更に向けた要望書が提出されたところです。

それでは、次のページ、資料 3-1 をご覧ください。ここに記載した項目について変更内容を説明させていただきます。

このページの裏面、1 ページにつきましては、現在の運行概要と運行実績を記載しています。2 ページ目以降は、変更後の新たな運行計画を掲載いたしました。それでは、具体的な変更内容を 3 ページ以降の資料を使って説明させていただきます。

まず、運行ルートについてです。3 ページをご覧ください。黄色で示した現行ルートを利用のしやすさですとか、現在の利用者への影響、運行経費などを勘案いたしまして、深川から下新までの区間で、赤色で示した堤防上から集落内に変更したいと考えているところです。この変更によりまして、バス停の位置や運賃、時刻にも変更が生じます。青塗りは変更前のバス停、赤塗りは変更後のバス停です。

下新と市新、新郷屋、この三つのバス停を移設、新関小学校前と六郷のバス停を新設させていただきます。バス停の変更に合わせて、下新と市新、六郷の周辺にはフリー乗降区間を設けて、バス利用者の利便性を図りたいと考えています。

次に、5 ページをご覧ください。運賃につきましては、新設した六郷は運行前の下六郷、そして新関小学校前は下新に合わせた運賃設定とし、移設した下新、市新、新郷屋の運賃は現在の運賃と変更はありません。

次に、6ページをご覧ください。運行時間に関しましては、下新から新郷屋までの区間で変更いたしました。運行距離が9.9キロから10.5キロへと延長距離が僅かだったことから、時刻の変更も僅かとなりました。

利用者等への周知につきましては、チラシの作成や変更した地域へは説明会を開催、区日より、ホームページ、SNSを活用したいと考えています。

地域のニーズに応じて、バスの利用環境を整えること、そしてこれによって路線バスの利用を促したいという、この二つの目的から運行計画を変更するものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(武石会長)

このことにつきまして、委員の皆様からご意見・ご質問などございますでしょうか。いかがでしょうか。

(和田委員)

質問ですが、この下新と市新の間をフリー乗降できるとおっしゃったと思うのですが、どこからでもいいということですか。この区間では。

(事務局)

ありがとうございます。黒く破線で示してありますけれども、この区間については手を挙げていただければ乗降できるというふうに設定してあるものでございます。

(和田委員)

特に停留所でなくても、どこでもいいということですか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(和田委員)

ここの区間だけになっているというのは、何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

こちら集落内にせつかく堤防上から堤防内に移りましたので、より降りやすくという配慮をするためにフリー乗降とさせていただいています。

(和田委員)

特にお年寄りが多いとか、そういう事情ではないのですか。

(事務局)

はい。全体的に年配の方が多地域ですので、新設をしたバス停の付近については、加えて移設をした集落に近いところを通るエリアについてはフリー乗降区間として、より多くの人から利用していただきたいという工夫をしたいと思っています。

(出口委員)

質問させてください。公募委員の出口と申します。まず、フリー区間の話が出たのですが、フリー区間は市新と六郷の間、ここはフリー区間ではないということですね。

(事務局)

そのとおりでございます。

(出口委員)

ここはフリー区間ではないということですね。ここ、堤防の上を通る、堤防を走ると思うのですけれども、ここは堤防の反対側というか、川側から集落のほうへ渡ることというのは、ものすごく冬場暗かったり、凍ったりして危ないところだと思うので、今回のこの路線変更というのは非常にいいことだなというふうに思いました。

あと1点なのですが、新郷屋から六郷までの間は堤防を走っていくのだけれども、ここはバス停はなしということですね。

(事務局)

ありがとうございます。集落の張りついていないところになりますので、ここについては従前から設定はしておりませんでしたので、今までどおりとなります。

(出口委員)

それから、今度は六郷のフリー区間が終わってから深川、それから大安寺本村までの間なのですが、ここは堤防を走る感じなのですか。堤防の下を走る感じなのですか。

(事務局)

ありがとうございます。これは従前どおりのルートを通りますので、堤防上を走るようになります。

(出口委員)

特にここ、一つ聞きたいのは、深川というのは実際、私もどんなところかイメージが浮かばないのでけれども、ここはバス停を降りてから集落へ向かうまでの間のここが、例えば横断歩道があったりするのでしょうか。

(事務局)

こちらについては、横断歩道は設置しておりません。

(出口委員)

安全性もあると思うので、ここは県道ですか、道路は詳しく分からないのですが、ここは、ほかのいろいろな関係部署と協議をしていただければなと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

(武石会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(佐藤委員)

新潟県ハイヤー・タクシー協会の佐藤と申します。今の運賃のフリー区間についてですけども、例えば、下新から新関小学校前区間のすべてがフリーということに見えます。

その次ですけども、市新の乗り場の前後でフリー区間なのですが、運賃の設定はどういうふうな判断をするのですか。

(事務局)

下新と新関小学校につきましては、同じ料金設定をしておりますので、ここは同じ料金を徴収いたします。

市新につきましては、区の破線の部分について、集落内をフリー乗降区間といたしますので、これは市新の運賃を徴収したいと考えています。

(佐藤委員)

その先のフリー区間も同様に考えているのですか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(佐藤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(武石会長)

ほかに、いかがでしょうか。

(渡辺委員)

新潟交通の渡辺でございます。令和4年度の運行実績ということで検討していただいておりますが、感染症の5類の変更の前の対応ということかと思いますが、平均利用者数意見ということで収支率が11.3パーセントということで、この収支率ということかというところかというところかと思っておりますけれども、今回の運行計画の変更に伴って、先ほど住民の方の利用につながるようなアンケート結果という部分があったということでご報告いただきましたけれども、この収支率とか利用者数ということになると、どのくらい上がるかという想定という部分はされているのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。具体的な想定というのはしておりません。ただ、この変更案を今回ご審議いただくまでの間に、地域と何度も協議を重ねてきておりまして、まずは区としては、バスを利用してもらおうと。ここをまず力を注ぎたいということで地域の方から力を貸し

ていただきたいと。皆さんの要望についてはお応えをしたいということで審議をいただくので、まずはバス利用の機運を高めていただきたいという申し入れをさせてもらっています。まずはバスに乗っていただいて、結構バス使えるなという感想を持っていただいて、その後、よりサービスを向上することでバス利用が伸びるのであれば、そういうふうな方向に進みたいと思いますし、あまり芳しくない結果となれば、これは別な輸送方法といいますか、移動方法も考えなくてはいけなくなりますよねというような話まではきっちりとしております。

(武石会長)

ほかにいかがでしょうか。

(佐塚委員)

新潟運輸支局の佐塚でございます。私のほうから確認なのですがすけれども、先ほど川沿いの道のところが横断歩道がなくて危険だという話があったのですがすけれども、そのフリー乗降区間についても、停まる場所等によっては多分、交差点であったりだとか、そういったところもありますので、我々のほうでも事業者さんといろいろお話しさせていただきながら、そういった指導はさせていただこうと思っているのですがすけれども、運行するうえで、例えばどういふところは止められないとか、こういうところで停まったほうが安全だとか、手を挙げて停めるという形になりますので、そこら辺のところの整備というか、そこら辺も事前に調整しておいていただければありがたいなというところもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。

(和田委員)

運行実績のところでお聞きしたいのですが、利用者数が年間で6,153人ということですがすけれども、そもそもこの集落の住民数というか、どのくらいの人口があつて、そのうちの6,153人なのかということと、それから平均利用者数が1.9人、これは1日ということですか。それともバス1台について1便につきとか、その辺を詳しくお聞きしたいです。

(事務局)

平均利用者数につきましては、こちら年間利用者数6,153人を年間運行回数で割った数になります。なので、1便、1回あたりの運行の平均利用者数になります。

(事務局)

併せまして、世帯数になりますけれども、この沿線の自治会の世帯数を合計しますと211世帯になります。

(和田委員)

それで、最初の説明で、ルート変更後に乗車するという方が何人か、80 人とおっしゃっていたと思うのですが、それを考慮すると、この平均利用者数というのはどのくらい上がるのでしょうか。

(事務局)

80 人の方が、どれくらい乗られるかということによって掛ける倍数が変わってくるということだと思っています。今、利用されている方が、いわゆる延べで6,153 人ということになりますので、そのこのところの部分に関しましては、やはり 80 人という方たちに2回、3回という形で乗っていただければ、それだけ増えてくるということになりますので、そこはやはりこの形で少し運行してみて、今後の対策というものを含めて自治会の皆様、地元の皆様と一緒に考えていきたいという趣旨で考えています。

(和田委員)

この平均利用者数がどのくらい変わるか分からないのですが、例えば時間帯によって多い、少ないがあったり、曜日によって多い、少ないがあったりとかと、そういう差があるのであれば、例えば時間を見直すとかということもあってもいいのではないかなとは思っています。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。それは今後、まずは利用を進めてみて、また検討を進めてみたいと思います。ありがとうございます。

(小林委員)

連合新潟の小林でございます。よろしくお願いいたします。

今ほどお示しいただきました3 ページ目でございますが、フリーの乗降区間があるということでお話をいただきました。この地図上ですと黒い破線ということによく分かるのですが、実際、乗車をされた方は、どこからどこまでというのは、どのようにして分かるのでしょうか。教えてください。

(事務局)

それは運転手がということですか。

(小林委員)

例えば、運転手もそうですし、実際に利用される方が、ここはフリー区間なのかどうかというのが、どうやって分かるのかなと。もしかすると乗務員さんにご案内をされるのか。「ここからフリー区間のスタートです」とか、「ここでフリー区間は終わります。次はこのバス停まで停まりません」とか、そういったご案内があるのでしょうか。それを確認したくて。

(事務局)

失礼しました。ありがとうございます。それにつきましても、いちばん最後に説明させてもらいましたけれども、専用のチラシを作る予定にしていますし、あとは地元に対して説明会もさせてもらいますので、SNSも併せて情報発信もしていきたいと思っています。

(小林委員)

分かりました。ありがとうございます。先ほどお話があったとおり、停める場所の安全性というの、やはり非常に大きい問題になるかなという気もいたしておりますので、その点、お気をつけいただきたいなということでは言わせていただきました。

(事務局)

ありがとうございました。

(武石会長)

ほかに、いかがでしょうか。

(橋本委員)

新潟県バス協会の橋本です。このような形で、利用者をぜひ多くしていただいて、このバスを維持していただきたいなと思います。今、タクシーもバスも運転手不足ということで大変な状況もありますので、こういう形で10人乗りのバスで、こういった形でフリー乗降も入れながら利用増を目指していくということですので、ぜひこれをしっかり利用増に結びつけていただきたいという要望であります。ぜひお願いしたいと思います。

(事務局)

大変ありがとうございました。励みにしたいと思います。

(武石会長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、【秋葉区】路線バス（下新～大安寺～新津駅線）運行計画（変更）（案）につきましては、本会議の同意が得られたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上で、協議事項について終了させていただきます。

これで本日の議事はすべて終了となります。委員の皆様におかれましては、貴重なご意見、また大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

進行を事務局のほうに移させていただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

円滑な議事の進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日、委員の皆様宛に送付させていただきますので、発言

内容のご確認をお願いいたします。

なお、次回の地域公共交通会議は、令和6年3月頃の開催を予定していますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第4回新潟市地域公共交通会議を終了いたします。本日は、大変ありがとうございました。